

「新潟分屯基地夏祭り野外売店募集要項」

募集要項

1 概要

新潟県新潟市東区船江町3-135に所在する航空自衛隊新潟分屯基地において行われる夏祭りにおいて、野販売店の出店・経営を希望する業者を、以下に記載する諸条件に従い募集します。

2 販売概要

(1) 実施日

令和6年7月19日（金）

※日程は予定であり、中止を含め内容等が変更されることがあります。

(2) 販売時間等

17時00分～20時00分（基準）

当日の天候等により時程が変更された場合、販売時間が変更される場合があります。

(3) その他

上記は販売時間です。出店準備のための新潟分屯基地への入門は、当日13時より可能です。設置は16時までに完了できるように準備してください。

3 応募資格

出店申請をする者の応募資格は、次の(1)～(9)全てを備える者であることとします。

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供用するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (8) 募集要項に記載された内容及び官側から示した注意、指示等を確実に遵守でき、かつ、それを確約できる者であること。

- (9) 飲食を提供する業者については、新潟県内における飲食営業の許可（キッチンカーの場合は、自動車による販売許可）を受けた者であること。

4 販売品目等について

(1) 食品販売

ア 食品衛生法に基づく営業許可を必要とする食品の販売については、営業実績があり、業者決定後の書類提出日までに新潟分屯基地を管轄とする保健所から臨時食品営業許可を受けられること。

イ 食中毒事故に備えた保険（賠償共済等）に加入していること。

ウ 調理者及び販売員全員が管轄保健所の指導に基づく細菌検査を受けていること。

エ 新潟県臨時食品営業の取扱要綱（制定（昭和58年7月1日）に規定されている範囲とする。切り売り果物、生もの、生野菜等加熱しない食品及び管轄保健所から露店販売を禁止されている食品は販売できません。

オ 夏祭り当日は管轄保健所による巡回指導が行われた場合は、必ずその指導に従い営業して下さい。指導事項を遵守しない場合は営業を中止していただきます。

カ 食品と飲料を同時に販売する場合は食品販売として取り扱います。

キ 応募状況により、販売品目の一部が他店と重複する場合があります。

(2) 飲料販売

ア 清涼飲料及びアルコール飲料の販売（缶、ペットボトル、プラスチック容器等）となります。販売容器にビン類を使用しているものは販売できません。

イ 食品衛生法に基づく営業許可を必要とする飲料の販売については、営業実績があり、業者決定後の書類提出日までに新潟分屯基地を管轄とする保健所から臨時食品営業許可を受けられること。

(3) 物品販売

ア 土産物等

変質・腐敗しやすい商品及び酒類は販売できません。

イ ミリタリー・グッズ

放射性同位元素が装備された羅針盤トリチウムコンパス、ライター、ガスカートリッジ等の可燃性質を有する危険物及び刃物、モデルガン及び弾薬・爆弾等の模造品は販売できません。

ウ 玩具等

風船やドローン等の飛散及び飛翔する物は販売できません。

(4) その他

上記のほか、出店申し込みの際に提出していただく販売品目一覧表により、官側が販売不相当と判断した品目は、販売を行わないでください。

また、行事当日においても現物の確認の上、販売不相当と判断した商品については直ちに販売を中止していただきます。

5 設置施設の所在地及び名称

新潟県新潟市東区船江町3-135 航空自衛隊新潟分屯基地

6 売店の設置及び販売方法

(1) 販売区画等

ア 1区画の大きさは幅5,400mm×奥行3,600mmを基準とします。

イ 食品販売については、新潟県臨時食品営業の取扱要綱（制定（昭和58年7月1日）第3項に規定されている基準とし、食品販売は保健所の指導によりテント内での販売とします。テント設置要領等は保健所から指導されたとおりに設置してください。なお、キッチンカーの使用の方は、必ずその旨をお申し出の上、車両寸法をご連絡ください。車両の大きさにより対応できない場合もあります。

(2) 電気の供給

販売に必要な電気の供給は、新潟分屯基地では一切おこないませんので、出店業者でご用意ください。

(3) 水道の供給

保健所指導による水を必要とする業者に対してのみ水の供給を行います。ただし、指定水道に限ります。また、水道使用料も徴収いたします。

(4) 火気の使用

ア 基地内で火気（発動発電機を含む。）を使用する場合は、必ず事前に届け出をするとともに、店舗ごと消火器（簡易式スプレーは認めません。）を備え付けてください。

イ 行事当日は管轄消防署による設置確認及び指導が行われます。16時までに設置を完了して下さい。指導があった場合は、必ずその指導に従い営業して下さい。指導事項を遵守しない場合は営業を中止していただきます。

(5) 資材等

出店に必要な資材（テント、テーブル、イス等）は、すべて出店者側でご準備ください。

(6) ゴミ処理

販売に伴うゴミの回収のための容器又は袋等を準備して下さい。ゴミは出店者側ですべて持ち帰っていただきます。また、販売終了後は売店周辺の清掃を確実に実施していただき、官側の点検を受けていただきます。

(7) その他

ア 基地内での行動については、官側の指示に従ってください。

イ 行事当日は官側において巡回を行います。その際、不法行為等があった場合は指導を行いますので、その指導に従ってください。なお、指導に従っていただけない場合は、その時点において販売中止等の処置を行います。

ウ 駐車場に限りがあるため、基地内への駐車は1店舗当たり2台（キッチンカー含む。）までとします。4tトラックを超えるサイズの車両の駐車はできません。また、分屯基地内に駐車した車両は夏祭り開始の30分前から終了（来客者が退場）するまで出門することはできません。

エ 販売中に品切れとなっても、商品補充等のための駐車車両を出入門させることはできません。また、販売時間中に完売しても終了時刻前の売店撤収及び出門はできません。

オ 従業員等に行事当日に体調確認を行います。その際に従業員等に感染症等の症状がある場合には、入門を制限する場合があります。

7 設置条件

(1) 設置方法

ア 国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置します。

イ 国有財産（土地）使用料

出店に際し、国有財産法の規定に基づく土地の使用申請を行い、当該使用料をお支払いいただきます。なお自己都合による使用辞退の場合は、既に納入された使用料は返還しません。

ウ 出店業者による臨時の売店協会を結成します。会長は売店委員の長が指名する者とし、国有財産使用等の運営上必要な事項の事務処理を担当することとします。

(2) 設置業種及び出店場所

業種	場所
売店（5店舗）	
食品、飲料（酒類含む）販売（3店舗基準）	新潟分屯基地
物品販売（2店舗基準）	2号隊舎南側路上付近

※ 応募の状況により設置業種の数に変更する場合があります。

8 応募手続き等

(1) 応募業者が提出する書類

ア 令和6年度新潟分屯基地夏祭り野外売店出店申請書（属紙様式第1）

イ 販売品目一覧表（属紙様式第2）

ウ 誓約書（属紙様式第3）

エ 役員名簿（属紙様式第4）

オ 会社概要等（属紙様式第5）

カ 業務確約書（属紙様式第6）

キ 営業経歴書（任意様式）

ク 財務諸表 個人事業主：申請日直前1年以内に税務署に提出した「所得税青色申告決算書」「確定申告書」

法人：直近の（申請日直前1年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等

※ 各種書類の申請印については、登録印を使用してください。

※ 公的機関からの各種証明書は、3か月以内に発行されたものに限りません。

※ 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する業者に限り、「全省庁統一資格審査決定通知書」の写しにより、キ及びクに定める書類に代えることができます。

(2) 提出先

〒950-0031 新潟県新潟市東区船江町3-135

航空自衛隊新潟救難隊 業務班 新潟分屯基地夏祭り 売店委員 澤多

- (3) 提出期限
令和6年4月12日（金）
- (4) 提出書類の審査等
書類等の提出者は、官側から提出書類等について説明を求められた場合には、説明をしてください。また、追加書類等の提出を求められた場合には、正当な理由のある場合を除き当該書類等を提出してください。
- (5) 書類等の提出の当たっての留意事項
 - ア 資料等の作成、提出、説明及び前号の調査への協力に要する費用は提出者の負担とします。
 - イ 提出された資料は、原則として返却いたしません。
 - ウ 提出された資料は、提供者に無断で他の目的には使用いたしません。
 - エ 書類提出に関する問い合わせは、提出期限までとします。

9 売店公募に関する説明及び業者選考方法等

- (1) 売店公募に関する説明
公告掲載から令和6年4月12日（金）までの間、公募に関する説明を行います。時間については平日の0900～1500とします。説明が必要な場合は、電話でお申し込みください。（会社等の名称、来訪者氏名、連絡先を通知してください。）
【連絡先】航空自衛隊新潟救難隊 業務班 新潟分屯基地夏祭り 売店委員 澤多
025-273-9211内線264（FAX267）
- (2) 選考方法
提出された申請書等に基づき書類選考による審査の上、総合的に判断し業者を決定します。
- (3) 業者決定公表日
令和6年4月26日（金）（基準）
当日の1000～1700の間に決定業者に電話連絡します。

10 業者決定後の出店手続き等

- (1) 令和6年5月13日までに、ア～キの書類を提出してください。
 - ア 戸籍謄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本）
 - イ 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
 - ウ 印鑑証明書（各種申請書に使用した登録印の証明書）
 - エ 都道府県知事等が発行した営業許可書（食品・飲料販売に限る）
 - オ 委任状（属紙様式第7）
 - カ 誓約書（属紙様式第8）
 - キ 役員名簿（属紙様式第4）
- (2) 令和6年7月1日までに、ク～シの書類を提出してください。
 - ク 入門許可申請書（属紙様式第9）
 - ケ 入門者名簿（属紙様式第10）
 - コ 基地乗入車両一覧（属紙様式第11）
 - サ 出店配置詳細図（属紙様式第12）
 - シ 使用火気器具一覧（属紙様式第13）

- ※ 各種書類の申請印については、登録印を使用してください。
- ※ 公的機関からの証明書は、3か月以内に発行されたものに限りです。
- ※ 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する業者に限り、「全省庁統一資格審査決定通知書」の写しにより、ア及びイに定める書類に代えることができます。なお、応募手続きにおいて、「全省庁統一資格審査決定通知書」を提出された場合は、ア及びイの提出は不要です。
- ※ 火気器具を使用しない場合はサに定める書類の提出は不要です。

11 応募者の失格等

(1) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とします。

- ア 提出書類が期限を過ぎて提出された場合
- イ 提出書類等が募集要項に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ 過去（又は現在）、防衛省に支払う国有財産使用料及び光熱水料を滞納したことがある（している）場合
- カ その他、違反と認められる場合

(2) 提案修正の禁止

原則として、出店者側による提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）は禁止します。

12 その他

- (1) 出店に伴う費用はすべて出店者側の負担とします。また、行事が中止となった場合の損害は、官側では一切補償しません。
- (2) 売店の運用に伴い、基地の施設等に損害を与えた場合は、賠償していただきます。
- (3) 行事当日に、基地内に入門されるすべての方について、公的機関が発行した顔写真入りの証明書（自動車運転免許証等）により本人確認を行います。
- (4) 公告及び本要領に定めのない事項等については、必要の都度示します。

13 個人情報について

提出していただいた書類については、新潟分屯基地夏祭りの運営に関してのみ使用し、それ以外の目的に使用することは一切ありません。

令和 6 年度新潟分屯基地夏祭り 野外壳店出店申請書

令和 年 月 日

新潟分屯基地司令 殿
(売店委員気付)

所在地
商号又は名称
代表者の氏名 印

法人・個人の別 法人 ・ 個人
担当者氏名 :
電 話 :
携 帯 電 話 :
F A X :

令和 6 年度新潟分屯基地夏祭りの野外壳店の出店を希望するので下記書類を添付して申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 販売品目一覧表
- 2 誓約書
- 3 役員名簿
- 4 会社概要等
- 5 業務確約書
- 6 財務諸表

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナをふり、申請印は登録印を使用してください。

販売品目一覧表

会社名

印

No.	商品名	販売価格	市場価格	備考

※販売価格及び市場価格は税込みとする。
※登録印を使用してください。

誓約書

令和 年 月 日

新潟分屯基地司令 殿

令和6年度新潟分屯基地夏祭りにおける野外壳店の出店に際し、その趣旨に従い、関係法令とともに次に掲げる事項を遵守し、公序良俗に反しないことを誓約します。

これに違反した場合は、出店を差し止められ、又は制限を受ける等いかなる処分を受けても異存はありません。

- 1 代表者は出店に関するすべての行為について、関係法令の定めるところによりすべての責任を負います。
- 2 出店に際して認められた目的以外の行為は一切行わず、名義貸しも致しません。
- 3 刺青のある者は立入り申請をしません。
- 4 出店の意思がなくなり、もしくは出店が不可能となった場合には速やかに官側に連絡し指示を受けます。
- 5 安全管理に万全を尽くし、火気の使用、車両等の運行等について官側の指示に従い、事故の未然防止に努めます。
- 6 食品を販売又は取り扱う場合においては、食品衛生法、その他の食品関係法令の定めるところにより衛生管理に十分配慮し、管轄保健所及び官側の指導に従い、食中毒の未然防止に努めます。
- 7 販売品目及び販売価格は官側が容認する範囲のものとし、危険、有害な商品及び官側が不相当と判断するものについては販売しません。
- 8 出店に際し、官側の施設、物品等を滅失、破損または汚損した場合は、直ちに報告するとともに、これを原状に回復し、又は滅失等を賠償します。
- 9 出店及びこれに関して発生した費用等はすべてこれを負担します。

夏祭りが中止、内容が変更等された場合又は官側の指示に従わなかったことにより出店を中止しなければならなくなった場合も同様とし、このことによって発生した費用および損害等について、一切、官側に賠償請求をいたしません。

住 所

会 社 名

代表者名

印

会 社 概 要 等

会社概要等 (印刷物がある場合は、本誌の後に添付することで本欄の記入省略可)	
1 会社名 (商号)	
2 代表者 (ふりがな)	
3 所在地	
4 設立年月日	
5 資本金	
6 社員数	
7 店舗数	
8 主な業務内容	
9 売上高	
10 沿革	
11 他のイベントにおい ての出店状況 (過去3年程度)	(出店時期) (イベント名)

業務確約書

令和 年 月 日

新潟分屯基地司令 殿

「新潟分屯基地夏祭りにおける野外売店の出店及び経営」の応募に関し、募集要項に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人 ・ 個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナをふり、申請印は登録印を使用してください。

委任状

令和6年度新潟分屯基地夏祭り
売店委員長 殿

下記について、委任します。
ただし、使用許可書に付される全ての条件について遵守します。

記

- 1 令和6年度新潟分屯基地夏祭りにおける国有財産（土地）の使用許可手続について
- 2 新潟分屯基地火器使用許可申請の手続について
- 3 新潟分屯基地水道使用許可申請の手続について
- 4 上記に関連する会計処理について

令和 年 月 日

住 所

会社名等

印

代表者名

印

※会社印・代表者印は必ず押印してください。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付け（使用許可）を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを確約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この制約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体という。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2項第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であるこ

とが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、賃貸物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに内容を記載した書面により、許可者に通報すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不当な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不当な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管

国有財産部局長

北関東防衛局長 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地

〒

TEL :

商号又は名称

印

代表者氏名

入門許可申請書

令和 年 月 日

新潟分屯基地司令 殿
(売店委員気付)

本社(店)所在地

〒

TEL:

商号又は名称

印

代表者氏名

下記理由により、入門を許可されたく入門者名簿、基地車両乗入一覧及び出店配置詳細図を添えて申請いたします。

記

1 理由

新潟分屯基地夏祭りにおける野外交店の出店及び運営のため

2 入門期間

令和6年7月19日(金)

3 予定入出時間

時 分に入門

私は、上記の申請に関して一切の責任を負うこと保証いたします。

責任者保証人 住所

氏名

印

注：商号又は名称、代表者氏名にふりがなを振り、登録印を使用すること。

なお、保証人欄は私印とする。ただし、保証人が代表者の場合は登録印を可とする。

入門者名簿

業者名： _____

ふりがな 氏名	性別	生年月日	現住所及び連絡先	備考
責任者（保証人）				

- 注：1 顔写真付の公的機関が発行した身分証明書（運転免許証等）の写しを添付すること。
- 2 公的機関が発行した身分証明書により、性別、生年月日及び現住所を確認できる場合は、記載を省略できるが、氏名及び連絡先は確実に記載すること。
- 3 入門させる業務従事者は、必要最低限とする（5名基準）

身分証明書を「入門者名簿」に記載した順にコピーすること。

1	4
2	5
3	6

注：1 記載内容に変更がある場合は、裏面もコピーすること。

2 マイナンバーカードを添付する場合は、マイナンバー部分が見えないよう処
置してコピーすること。

3 欄が足りない場合は、本用紙をコピーして使用すること。

基地乗入車両一覧

業者名： _____

	車両 1		車両 2	
車種名				
登録 番号				
車両 の色				
運転者	氏名	連絡先	氏名	連絡先

- 注： 1 車両は各店舗、2台（キッチンカー含む。）までとし、指定された駐車場に駐車すること。
- 2 連絡先は、当日に会場等で直接連絡が取れる電話番号（携帯電話番号）を記載すること。
- 3 本届出以外の車両は入門できないので注意すること。（直前の車両変更は認めない。）
- 4 車検証のとおりの内容を記入すること。
- 5 商号又は名称、代表者氏名にふりがなを振り、登録印を使用すること。

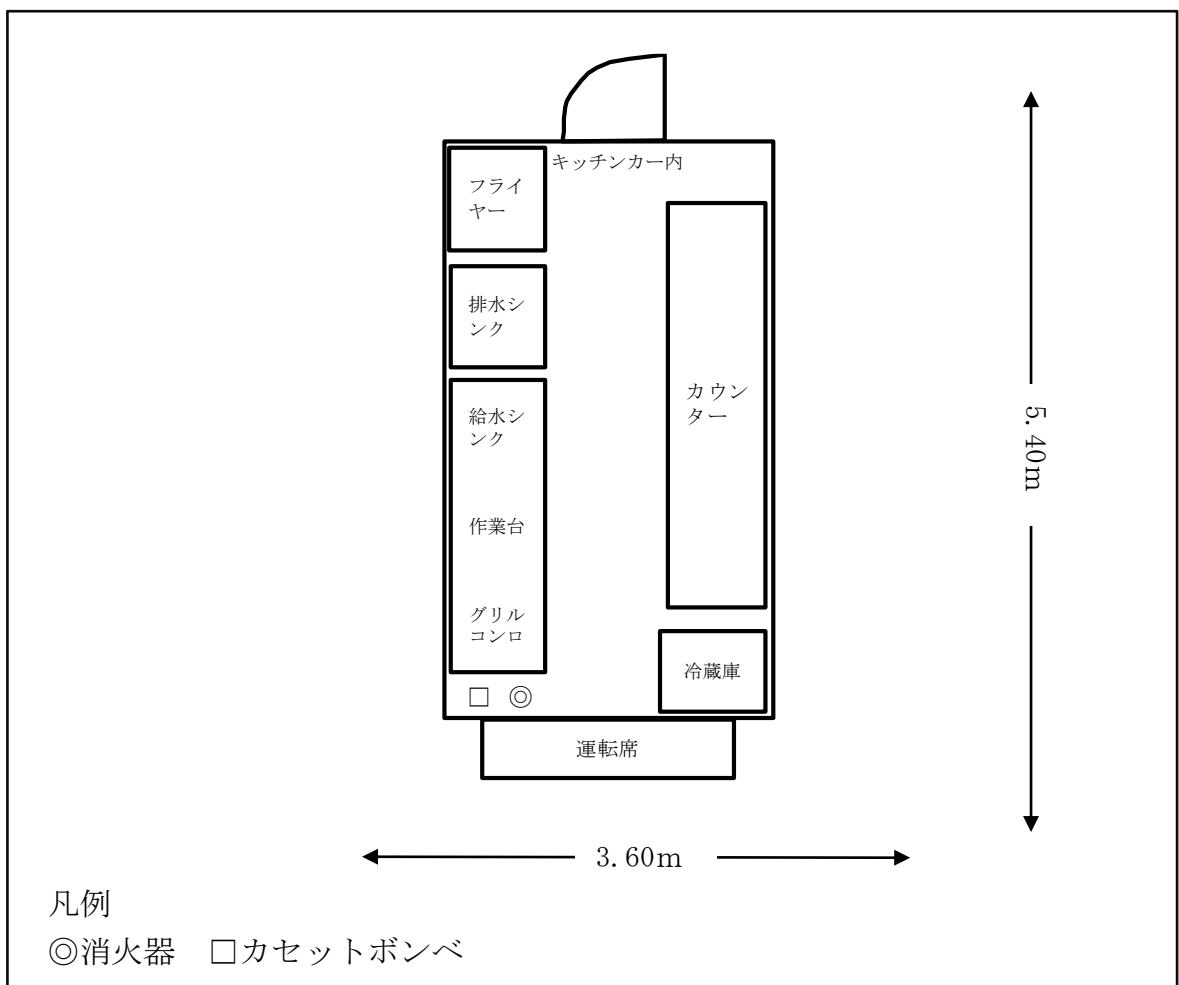
(記載例)

出店配置詳細図

業者名：○○○○○

出店業種：食品・飲料 又は 物品販売 (該当する箇所○印)

設置種類：テント 又は キッチンカー (該当する箇所○印)



注： 出店する際に、火気器具を使用する場合は属紙様式第13を合わせて提出してください。消防法による届出に際し必要となる書類となりますので、消火器及び火気器具の表示は確実に記載してください。

使用火気器具一覧

令和 年 月 日

新潟分屯基地司令 殿
(売店委員気付)

本社 (店) 所在地

〒

TEL :

商号又は名称

印

代表者氏名

1 使用火気器具等

器 具 名	規格等	数 量	使用する燃料

2 燃料等

種 類	数 量

3 使用する消火器の数 (住宅用消火器、スプレー式は不可)

本

注 : 1 火気器具とは、気体、液体、個体、各種燃料を使用する器具で炎、火花を発生させるもの。若しくは、電気を熱源とする電熱器 (トースター等を除く。) 及び発熱部で可燃物に触れた場合に瞬時に着火する裸火をいう。

2 商号又は名称、代表者氏名にふりがなを振り、登録印を使用すること。